

第1回 地域防災計画における地震・津波対策の充実・強化に関する検討会

# 防災基本計画及び地域防災計画 について

## 防災基本計画（平成20年2月）

### 中央防災会議

#### P54～55（抜粋）

## 第2編 震災対策編

### 第4章 津波対策

#### 第1節 災害予防

##### 1 災害に強い国づくり，まちづくり

- 国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，海岸堤防(防潮堤)，防潮水門等海岸保全施設，防波堤等港湾施設及び漁港施設，河川堤防等河川管理施設の整備を実施するとともに，地震発生後の防御機能の維持のため，耐震診断や補強による耐震性の確保を図るものとする。特に，地震発生時に水門や陸閘の閉鎖を迅速・確実に行うため，水門や陸閘の自動化や遠隔操作化を図る。
  - 国，地方公共団体及び関係機関は，津波による被害のおそれのある地域において構造物，施設等整備する場合，津波に対する安全性に配慮するものとする。
  - 国及び地方公共団体は，津波による危険が予想される地域について，津波に対する避難場所，避難路の整備を図るものとする。特に，周囲に高台等がない地域では，堅固な高層建物の中・高層階や人工構造物を避難場所に利用するいわゆる津波避難ビル等の整備・指定を進める必要がある。
  - 国及び地方公共団体は，津波防災性の高い交通基盤施設やヘリポート，防災拠点及び情報基盤の整備等により地域の孤立防止対策等津波に強い地域づくりの推進に努めるものとする。
  - 国〔環境省〕及び地方公共団体は地盤沈下対策として地下水汲み上げの規制を実施するものとする。
- ##### 2 津波警報等の迅速な実施と伝達のための備え
- 気象庁は，迅速な津波警報等の実施のため，地震及び津波観測，解析，通信等の体制及び施設，設備の充実を図る。また，国及び地方公共団体は，迅速な津波警報等の伝達のため，伝達体制及び通信施設，設備の充実を図るものとする。
  - 国及び地方公共団体は，沖合を含む，より多くの地点における津波即時観

測データを充実し，関係機関等で共有するとともに公表するものとする。

##### 3 国民に対する啓発

- 特に津波については，個人の避難行動が重要であることから，国及び地方公共団体は，津波の危険や津波警報・避難指示等の意味合い，避難方法等を住民及び船舶等に対し広く啓発するものとする。
- 地方公共団体は，避難に適切な場所，避難路を指定するとともに，統一的な図記号等を利用したわかりやすい案内板等を設置するなど日頃から周知しておくものとする。さらに，高齢者，障害者等の災害時要援護者を適切に避難誘導するため，地域住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に係る避難誘導体制の整備に努めるものとする。
- 地方公共団体は，津波によって浸水が予想される地域について事前に把握し，浸水予測地図等を作成するとともに，当該浸水予測図に基づいて避難地，避難路等を示す津波ハザードマップの整備を行い，住民等に対し周知を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，津波の危険性のある区域において，浸水予測図や，津波避難計画の作成支援，津波ハザードマップ作成マニュアル等の普及促進により，津波ハザードマップの作成支援を行うものとする。
- 国，地方公共団体は，防災週間等を通じ，積極的に津波防災訓練を実施するものとする。

## 第2節 災害応急対策

##### 1 災害発生直前の対策

- 気象庁は，地震の発生後迅速に津波の可能性を判定，津波警報等を実施するものとする。国，地方公共団体及び放送事業者等は，津波警報等を迅速かつ正確に住民，釣り人，海水浴客などの観光客，船舶等に伝達するものとする。
- 地方公共団体は，強い地震（震度4程度以上）又は長時間のゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合若しくは津波警報を覚知した場合直ちに避難指示を行うなど，速やかに的確な避難勧告・指示を行い，安全かつ効率的な避難誘導を行うものとする。その際，対象者に漏れなく，災害時要援護者にも配慮したわかりやすい伝達を心がけるものとする。
- 地方公共団体は水防団等を出動させ，防潮水門を閉鎖するほか住民等を海浜から避難させるなど，緊急対策を行うものとする。

## 都道府県地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書

（平成9年3月）

### 消防庁震災対策指導室

P 36～38、72～73（抜粋）

## 第2章 都道府県地域防災計画（震災対策編）策定に係る留意点等

### Ⅱ 各項目に係る留意点

（1～2 略）

### 3 災害予防計画

（（1）～（6） 略）

#### （7）津波災害予防対策

平成5年7月の北海道南西沖地震では、地震の発生後、極めて短時間で沿岸地域に津波が来襲した。津波対策は、海岸保全施設の整備等、ハード対策を着実に推進するとともに、いかに早く安全な場所へ避難できるか等のソフト対策を並行して進めることが重要である。

ハード面の対策として、津波から住民を保護するため、堤防・護岸の整備等、海岸保全事業等を推進することが必要である。

一方、津波警報等の迅速・的確な伝達体制及び避難体制を確立することが重要であり、防災行政無線等による津波警報等の伝達システムの整備充実を進める必要がある。

また、日頃から住民に対して津波に関する知識の普及等を図っておく必要がある。

#### ① 津波情報伝達体制の整備

津波警報等の迅速・的確な住民への伝達は極めて重要な事項であり、都道府県及び沿岸市町村は、伝達ルート（代替ルートも含めて）を計画に明記し、伝達漏れのないようにしておくことが必要である。

また、地震・津波情報の伝達手段として防災行政無線（同報系）の整備を促進するとともに、都道府県と市町村の防災行政無線の接続等による津波警報等の迅速・正確な伝達システムの構築についても検討を進める必要がある。

市町村においては、防災行政無線（同報系）を震度計と接続し、一定の地震動が発生したときに自動的に防災行政無線を起動させ、津波警戒の情報を住民に伝達するシステムの整備等についても検討を行う必要がある。

なお、気象庁において静止気象衛星「ひまわり」を用いた緊急情報衛星同報システムが整備され、地震・津波情報を受信することが可能となったが、このシステムは、従来の防災通信網を補完し、また防災体制の早期確立を図る上で有効なものと考えられる。

#### ② 津波に関する知識の普及、訓練の充実等

緊急時に住民が迅速・的確に行動するためには、日頃から住民に対して地震・津波に関する知識の普及や防災意識の啓発等を図っておくことが重要である。

また、津波警報等を迅速・的確に伝達するため、防災関係機関と連携して通信連絡訓練を実施するとともに、津波に対する意識啓発等を図るため、特に海水浴シーズン等を重点に避難訓練を実施しておく必要がある。

さらに、市町村は、避難路や避難場所について日頃から住民に周知を図っておくことや、避難誘導標識等を整備し、観光客等地理不案内な者に対しても避難場所がすぐわかるよう配慮しておくことが必要である。

### 津波に対する心得

#### 〈一般編〉

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海浜等から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 2 地震を感じなくても、津波警報が発表されたときは、直ちに海浜等から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、広報車などを通じて入手する。
- 4 津波注意報でも、海水浴や磯釣りは危険なので行わない。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

#### 〈船舶編〉

- 1 強い地震（震度4程度以上）を感じたとき、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに港外退避する。

- 2 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、直ちに港外退避する。
- 3 正しい情報をラジオ、テレビ、無線などを通じて入手する。
- 4 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- 5 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。

注1) 港外：水深の深い、広い海域

2) 港外退避、小型船の引上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行う。

### ③ 津波浸水危険予想地域の指定、周知

津波により被害発生の予測される地域を予め調査・把握し、市町村や住民等に周知しておくことは、各種の対策を効果的に実施する上で重要なことである。

現在、地震の発生場所・規模と海岸線の状況や陸地の起伏等を用いて津波浸水の予測を行うための調査が進められている。津波水位のシミュレーション等、津波災害に関する調査研究を行うことにより、津波警報等の発表時における避難勧告・指示の対象地域の選定等に活用できるものと考えられる。

### ④ 防災事業の推進

#### ア 海岸保全事業の整備

津波被害を受ける可能性のある地域について、海岸線の状況及び沿岸部の土地利用状況等を考慮して、防潮堤防・防潮護岸等の海岸保全施設の整備を行う海岸事業や港湾・漁港整備事業など、津波災害予防施設に係る事業の計画を明らかにした上で、推進することが重要である。

#### イ 津波潮位観測施設の整備

引潮現象の観測による津波来襲の危険性の把握、また、津波到達時刻と津波の高さを観測することにより他の地域における津波到達時刻の予想等が可能であることから、津波潮位の観測施設の整備が求められる。

また、潮位観測のために職員を海岸近くに配置することは危険であることから、機械監視の導入推進を行う必要がある。

### 4 災害応急対策計画

((1)～(6) 略)

#### (7) 応急津波対策

平成5年7月の北海道南西沖地震では、地震発生後、極めて短時間に沿岸地域に津波が来襲した。

このため、気象官署から発表される津波警報等をいかに迅速・的確に住民に伝達するかが、被害を軽減する上で最優先されることとなる。

そこで、津波警報・注意報等が発表された場合、迅速・的確に沿岸地域の住民や観光客や釣り人等の海岸部にいる者を避難させるための情報伝達ルートの確立、特に夜間や休日の伝達体制の充実を図ることが重要である。

また、無線施設等による情報伝達の施設、津波上防止水門等の防災施設、津波監視カメラ等の設備の運用方法を明らかにしておく必要がある。

#### ① 津波警報・注意報等の伝達等

気象官署から津波警報・注意報等が発表された場合、都道府県は速やかに市町村及び防災関係機関に対してその内容を伝達する。

しかし、地震発生から津波の来襲までに時間的余裕のない場合があるので、沿岸市町村は、伝達ルートに関係なく最初の津波警報・注意報等を覚知したときは、直ちに住民に伝達し、高台等の安全な場所へ避難するよう勧告・指示などの確な措置を行うことが必要である。

津波警報・注意報等が発表された場合、沿岸市町村は、防災行政無線、広報車等を用いて広報活動を行うが、広報すべき地域、事項等を明確にして、津波情報を的確に沿岸地域の住民、海岸にいる者、船舶等に伝えることが重要である。

特に、海岸部に近い福祉施設等や災害弱者に対する情報伝達・避難誘導の方法については、自主防災組織等や当該施設と連携を図っておく必要がある。

#### ② 防災施設・設備の運用

施設管理者は、水門等の開閉、防災行政無線の操作、避難場所の開閉等、防災関連施設・設備について、「誰が何を行うか」を明確にしておく必要がある。

#### ③ 津波潮位の監視

津波に関する情報は、避難等の応急対策実施のため重要である。これらの情報の迅速・的確な収集のため、津波による潮位変化の監視を実施する必要がある。

((8)～(21) 略)

都道府県等においては、大地震が発生した場合、または津波警報等が発表された場合は、ヘリコプター等を活用して上空から津波の監視を行う。

沿岸市町村においては、潮位監視のために職員を海岸近くに配置することは危険であるので、潮位監視施設や高台等から監視を行うことが必要である。

(以下 略)



## 市町村地域防災計画（震災対策編）検討委員会報告書

（平成8年3月）

### 消防庁震災対策指導室

P 37～39、74（抜粋）

## 第2章 市町村地域防災計画（震災対策編）策定に係る留意点等

### Ⅱ 各項目に係る留意点等

（略）

#### 2 災害予防計画

（(1)～(9) 略）

#### （10）津波災害予防

津波災害対策は、いかに速く安全な場所へ住民を避難させるかに尽きるといえる。

そのためには、日頃からの沿岸地域住民に対する津波に関する知識の普及と併せて、津波警報等の情報伝達体制の整備が求められる。

##### ① 地域住民の津波に対する知識の普及と情報伝達体制の整備

###### ア 津波に対する警戒意識の普及

沿岸地域では、強い地震を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、津波が襲来する危険があることから、津波情報を待たずに自主的に高台などへ避難をするよう日頃から住民に周知する計画が必要となる。

###### イ 津波警報等の情報伝達体制の整備

沿岸地域における津波警戒情報を伝達する施設として計測震度計と防災行政無線（同報系）を連結させ、ある程度の地震動を感じた時に自動的に同報無線を起動させ「今地震がありました。津波のおそれがありますので避難して下さい。」というテープを自動的に流すなどの施設整備が必要である。

一方、気象庁において地震・津波情報伝達の迅速化、確実化を図るため、静止気象衛星「ひまわり」を用いた緊急情報衛星同報システムの整備が行われたところである。

気象庁以外の防災関係機関においても受信装置を設置することにより地震・津波情報を受信することが可能であり、これにより従来の防災関係通信網を補完し、また、津波防災体制の早期確立を図る上で有効なものと考えられる。

これらによる津波警報等の情報伝達は極めて重要な事項であり、現状の伝達ルート（代替ルートも含めて）を計画に明記し、伝達漏れのないようにすることが必要である。

##### ウ 訓練の実施と避難施設の充実

津波災害対策として、日頃の意識啓発が重要であり、特に海水浴のシーズン中には津波に対する避難訓練の実施が必要である。

また、津波から安全に避難するためには、避難路の整備や津波に対して堅牢な避難ビル等の安全な避難場所の確保が求められる。

さらに、これら避難路、避難場所については、日頃から地域住民に周知を図っておくこと、また、避難誘導標識等を整備し、地理不案内の者に対しても避難場所がすぐにわかるような標示上の配慮が必要である。

##### ② 津波危険予想地域の指定

津波の高さと港湾の形状、地域の海岸線の状況、陸地の起伏等により津波の遡上する地域の予測がある程度可能となってきた。

海岸線に住宅地域が迫っているような地域や過去に津波災害を受けた地域にあっては、港湾の形状、地域の海岸線の状況等を調査研究し、これらの結果を参考に、津波警報のレベル（津波の高さ）に応じた津波危険予想地域の指定を行い、津波警報発表時における避難勧告・指示の対象地域の選定等に活用できるものとする。

また、当該津波危険の対象地域の住民に対しては、津波警報の発令前であっても自主的な避難を行うよう周知しておく必要がある。

##### ③ 防災事業計画

###### ア 津波潮位観測施設の整備

引潮現象による津波の到来危険性把握のため、また、津波到来時刻とその高さを観測することにより、他の地域におけ津波到着時刻の予想等が可能であることから津波潮位に関する観測施設の整備が求められる。

また、潮位の観測に職員を海岸近くに配置することは大変危険であり、機械監視の導入が必要である。

###### イ 防潮堤等の整備

市町村の海岸線の状況及び津波被害を受ける可能性のある地域について、沿岸部の土地利用状況等を十分に配慮して、防潮堤等の整備事業、海岸保全事業、港湾・漁港の保全事業など、津波災害防止対策に係る事業計画を明らかにしておくことが必要である。

（(11)～(19) 略）

### 3 災害応急対策計画

((1) ～ (7) 略)

#### (8) 応急津波対策

津波警報の発表等とともに、沿岸地域の住民や観光客を高台に避難させるための情報伝達連絡ルートの確立を図ることとし、特に、夜間、休日の連絡体制の充実が重要となる。

また、防災関係施設・設備の運用については、「誰が何を行うか」を明確にし、水門等の開閉、防災行政無線の起動等の役割を明らかにしておく必要がある。

##### ① 広報方法の明確化

津波警報等の発表が行われると、防災行政無線、広報車等を用いて広報活動が行われるが、広報すべき地域、事項等を明らかにして、津波情報が的確に沿岸地域住民、観光客等に伝えることが重要となる。

特に、災害弱者に対する情報伝達・避難誘導方法については、自主防災組織等と連携を図ることが必要である。

##### ② 防災施設・設備の運用

水門の開閉、防災行政無線の起動、避難場所の開設等の防災関連施設・設備についての運用方法を明らかにしておく。

(以下 略)

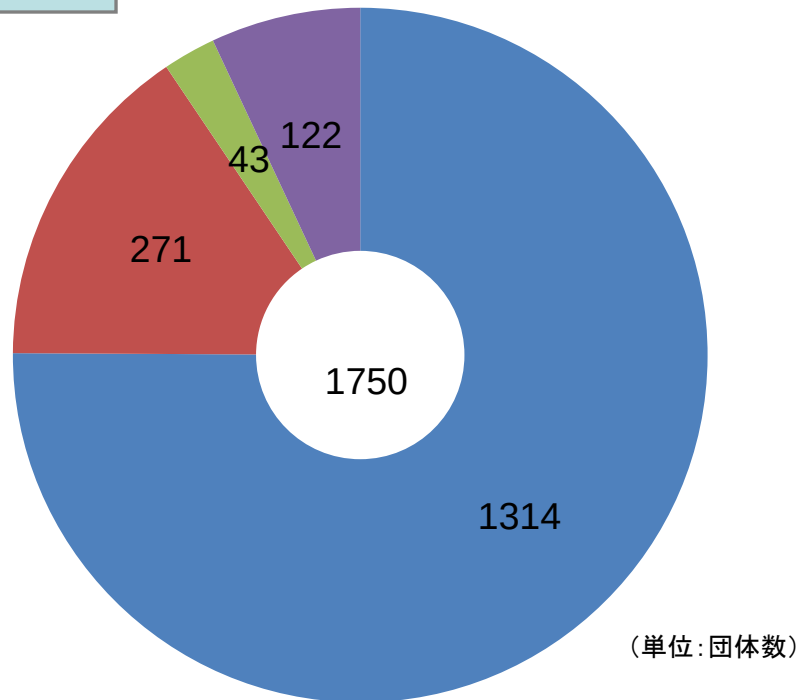
# 地域防災計画（震災対策編）の策定状況

## 都道府県

（平成22年4月1日現在）

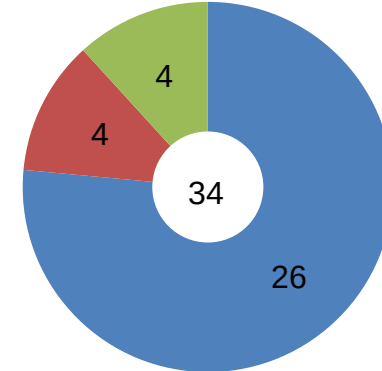
47都道府県全てが地域防災計画の中で地震災害を一般災害と区別し、「震災対策編」を設けて震災対策に関する事項を規定している。

## 市町村

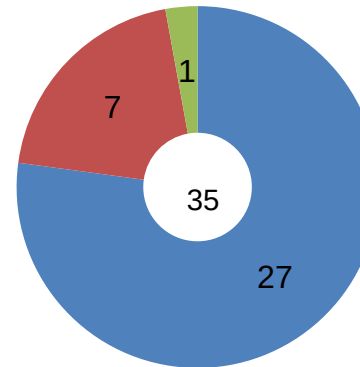


- 個別災害対策計画として「震災対策編」を設けている
- 「火災」「水災」等他の災害と同列に扱い「節」等に記入している
- 「その他の災害」に含めて記入している
- 震災対策について特に記載していない

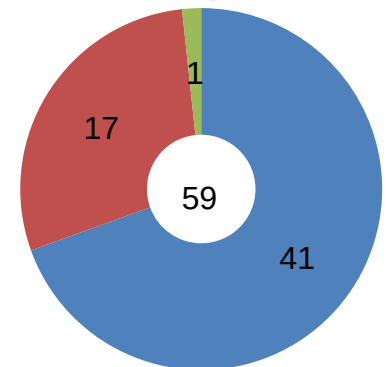
## 岩手県



## 宮城県



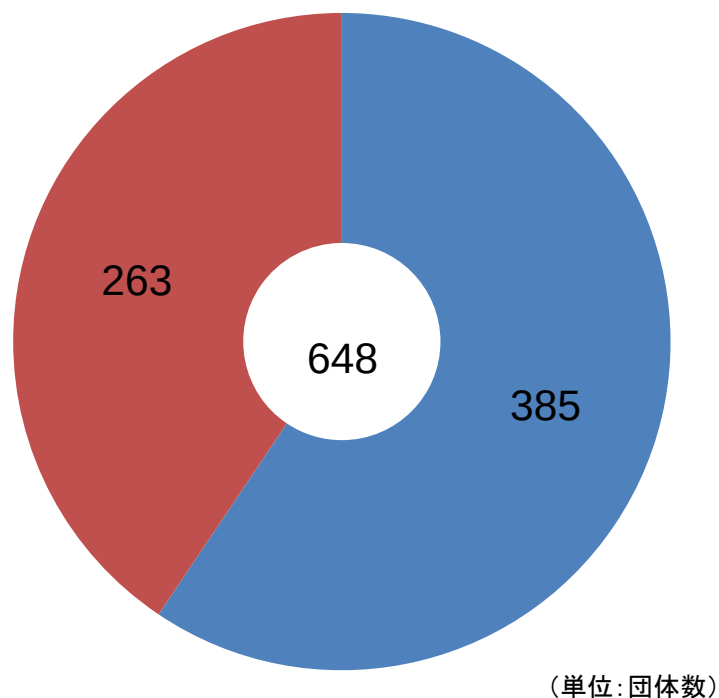
## 福島県





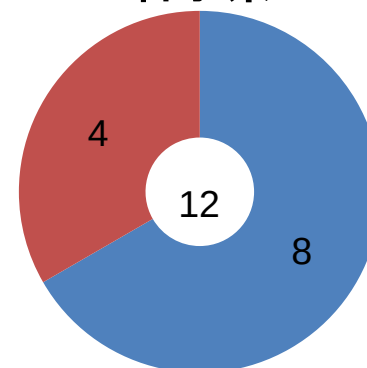
# 地域防災計画における津波対策の記載状況 [海岸線を有する市町村]

## 地域防災計画における津波対策の記載の有無

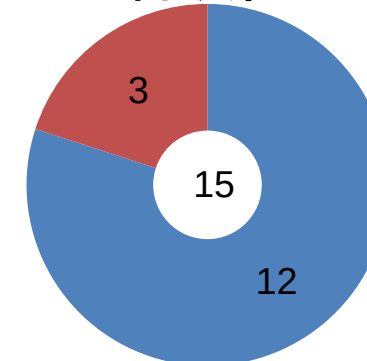


- 地域防災計画に津波対策の記載がある
- 地域防災計画に津波対策の記載がない

### 岩手県



### 宮城県



### 福島県

